

● 利用料金：一覧表

別表1 利用料金(基本使用料)表

部屋区分	使用時間		夜間 18時～22時	1時間 延長	申込み 受付期間	連続 使用期間
	午前 9時～12時	午後 13時～17時				
大ホール(本番)	15,000	20,000	20,000	6,000	1年前から14日前まで 舞台のみの練習 30日前から10日前まで	3日間
大ホール(準備・リハーサル)	7,500	10,000	10,000	3,000		
楽屋1	500	600	600	200		
楽屋2	700	900	900	300		
楽屋3	600	800	800	300		
中ホール(全室)	7,200	9,500	9,500	2,900		
中ホール(分割1)	4,200	5,500	5,500	1,700		
中ホール(分割2)	3,000	4,000	4,000	1,200		
小ホール	2,300	3,000	3,000	900		
第1スタジオ	9時～11時 15時～17時	11時～13時 18時～20時	13時～15時 20時～22時	各 1,000		
第2スタジオ	1,200	1,500	1,500	500		
和室(椿)	1,000	1,300	1,300	400		
和室(秋桜)	800	1,000	1,000	300		
調理室	2,300	3,000	3,000	900		
会議室1, 2	1,200	1,500	1,500	500		
会議室3	1,600	2,100	2,100	700		
会議室4, 5	1,200	1,600	1,600	500		
特別会議室	1,500	2,000	2,000	600		
市民ギャラリー	日額 3,000				14日間	
エントランスホール1階	日額 3,000					
エントランスホール2階	日額 3,000					
ホワイエ1階	日額 3,000					

特別使用料 ※ 市内居住者が使用責任者の場合を基準とする

区分	特別料金の額
入場料等を徴収する場合 (入場料等の徴収額の最高額で決定) ※ 該当がある場合、減免対象にはなりません。	徴収額の最高額が1人1回1,000円未満の場合、当該使用区分に係る基本使用料の30%増(市外居住者使用の場合50%増)の額 徴収額の最高額が1人1回1,000円以上の場合、当該使用区分に係る基本使用料の50%増(市外居住者使用の場合100%増)の額
営利を目的とした施設を使用する場合 ※ 該当がある場合、減免対象にはなりません。	当該使用区分に係る基本使用料の50%増 (市外居住者使用の場合100%増)の額
冷暖房料金	当該使用区分に係る基本使用料の50%増の額 原則、次の期間内は徴収します。 6/1～9/30および12/1～3/31
附属設備の使用	附属設備使用の場合、事前に打ち合わせ及び申請が必要です。金額については別表2を参照ください。

備考

- 「午前」「午後」、「午後」「夜間」など連続して2つ以上の区分を使用する場合は、当該時間帯の間の使用料
12～13時、17～18時は徴収しません。
- 前項までの使用料算定において10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てます。
- キャンセルされる場合、30日前までに使用取消届を提出されたときは基本使用料の50%をいただきます。
ただし、使用者の責によらない事由の場合、キャンセル料はいただきません。